

参考 - 5

「本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について」 (平成15年3月27日 交通対策本部決定)の推進状況(平成20年3月)

1 高齢歩行者、高齢自転車利用者等の交通安全対策

ユニバーサルデザインに対応した道路交通環境等の整備

【あんしん歩行エリアを中心とした道路交通環境の整備(平成15年度～)】

交通事故が多発している住居系地区や商業系地区を「あんしん歩行エリア」として指定(平成15年7月796箇所)し、歩行者等の安全通行を確保するため、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して面的かつ総合的な死傷事故抑止対策を講じた。具体的には、歩車分離式信号の運用、バリアフリー対応型信号機の整備、信号灯器のLED(発光ダイオード)化、道路標識の高輝度化・大型化、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備を推進した。また、冬季バリアフリー対策についても行う。

【共生のまちづくり推進(平成14年度～)】

地方単独事業として実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに対して、地域活性化事業債等による財政措置を講じる。

【高齢者に対する交通安全教育の推進】

高齢者に対し、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解させるため、各種教育用機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進している。

平成18年には、高齢者の歩行者・自転車利用者の交通事故防止をテーマに、聴覚障害者にも理解できるよう、字幕入りの交通安全教育用ビデオを作成した。

車両安全対策による歩行者保護等

【歩行者頭部に係る保護基準の導入・安全情報提供(平成15年度～)】

自動車と衝突した歩行者の死亡事故数を低減させるため、自動車のボンネットの衝撃吸収性に関する基準を平成17年9月より適用する。また、自動車アセスメント事業において、自動車の歩行者頭部保護性能に係る評価試験を実施し、ユーザーへの情報提供を行う。

【通信を活用した先進安全自動車の開発の促進(平成13年度～)】

事故防止を目的として、平成22年頃の実用化を目指す情報交換型運転支援システム(通信を活用した歩行者・車間、車・車間等の情報交換によりドライバーの運転を支援するシステム)の開発を促進する。

【ノンステップバス認定制度の創設(平成13年度～)】

高齢者、障害者にとって安全でかつ利用しやすい「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様」を平成15年3月に策定した。これを踏まえて平成16年1月に標準仕様を満たすノンステップバスを認定する「標準仕様ノンステップバスの認定制度」を創設するとともに、一層の移動利便性等の向上のため平成18年3月に標準仕様の変更を行った。

【公共交通移動円滑化設備整備費補助金(平成12年度～)】

交通バリアフリー法の趣旨に基づき、高齢者等が公共交通機関を利用しやすくするため、ノンステップバス等の導入に対して補助を行うことによりバリアフリー社会の実現を図る。

交通安全教育及び広報啓発の徹底

【高齢者宅訪問活動及び交通事故防止のワンポイントアドバイス】

地域の実情に応じて、交通安全教育及び講習等を受ける機会が少ない高齢者に対し、警察、地方公共団体、交通ボランティア等が連携しての家庭訪問による個別指導や、高齢者と日常的に接する機会の多い医療施設や福祉施設等における交通事故防止のワンポイントアドバイス等の交通安全指導を推進している。

【子どもと高齢者交通安全意識啓発事業(平成15年度～)】

少子高齢社会・核家族化の進展や高齢単身者世帯の増加に伴い、家庭を通じた交通安全の啓発が十分に行き渡らない状況を踏まえ、地域社会全体で交通安全意識を高めるため、子どもと親、高齢者の各世代が一堂に会した場において、三世代が同じ目線に立ち、交流を通じ交通安全を考える運動を推進するとともに、各種イベント・交通安全教室等に参加する機会が少ない子育て世代の親、高齢者の世帯を直接訪問して交通安全思想の普及・啓発活動を実施する運動を展開する。

【自転車の安全利用に関する啓発】

自転車の歩道通行要件の見直しを内容とする改正道路交通法が平成19年6月に成立し、さらに同年7月10日に交通対策本部決定「自転車の安全利用の促進について」がなされたことなどを踏まえ、自転車利用者に対するルールの周知と安全教育、自転車の違反に対する指導取締り、自転車の通行環境の整備を柱とする自転車の交通秩序整序化に向けた総合対策を推進した。

5月の「自転車月間」(自転車月間推進協議会主催、警察庁等後援)や全国交通安全運動等において、自転車の安全利用促進の広報キャンペーンを全国的に展開したほか、小学生のみならず中学生、高校生や高齢者等を対象とした自転車教室を積極的に開催した。

自転車利用者の交通ルール遵守及び交通マナーの

向上を促進するため、交通対策本部で示された「自転車安全利用五則」を活用した自転車の基本的な通行ルールや改正法の周知への取組、自転車の正しい乗り方に関する講習会、街頭指導、各種広報活動等を関係機関・団体と連携して実施するなど、自転車の安全利用を促進している。

また、高齢者向けの自転車の安全な乗り方に関するビデオを作成し、幅広く活用促進を図っている。

夜間及び薄暮時の交通安全対策

【反射材の着用の推進】

交通安全教育、広報等を通じて、夜間における交通事故防止に効果的である反射材用品の着用を推進している。

平成17年度には、全国的な反射材活用キャンペーンを展開したほか、反射材の活用推進をテーマにした教育用ビデオを作成した。

【前照灯の早期点灯の普及】

都道府県等を通じて薄暮時における前照灯の早期点灯の普及を図っている。

【道路標識の高輝度化等の推進】

道路標識の高輝度化・大型化及び道路標示の高輝度化を推進している。

電動車いすの安全対策

【電動車いすの安全利用の推進】

電動車いすの製造メーカー等で組織されている電動車いす安全普及協会等と連携し、「電動車いすの安全利用に関する手引き」や「電動車いす安全利用ビデオ」の作成、安全利用に係る指導者の育成、高齢者等の利用者を対象とした講習会の開催等を行い、広く利用者に対する安全教育に努めている。今後も、同協会等との連携を密にして、電動車いすに係る交通安全対策を推進する。

2 高齢運転者の交通安全対策

高齢運転者に対する講習等の充実

【高齢者講習(平成10年度～)】

運転免許証の更新を迎える70歳以上の高齢者に、実際に自動車等の運転をしてもらうことや運転適性検査器材を用いた検査を行うことにより、運転に必要な適性に関する調査を行い、受講者に自らの身体的な機能の変化を自覚してもらうとともに、その結果に基づいて助言・指導を行っている。

【参加・体験・実践型の高齢者安全運転普及事業(平成18年度～)】

高齢者交通安全指導員(シルバーリーダー)及び地域活動に影響力のある高齢者を対象とした参加・体験・実践型の高齢者安全運転普及事業を実施することにより、地域における高齢者安全運転の普及を促進させる。

【事業用自動車の高齢運転者に対する講習(平成13年度～)】

独立行政法人自動車事故対策機構等において、高齢運転者に対して義務付けられている適性診断を実施するとともに、自動車運送事業者に対し、適性診断の結果を踏まえた、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたバス、タクシー及びトラックの安全な運転方法等に関する適切な指導・監督の実施について指導する。

【適性検査】

認知症の疑いがある運転者の把握に努め、的確に臨時適性検査を行うなどして、認知症であることが判明した場合には、運転免許証の取消し等の行政処分を行う。

なお、75歳以上の者の免許更新時に、運転に必要な記憶力、判断力等に関する認知機能に関する検査を導入すること等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)が公布の日(平成19年6月20日)から2年以内に施行されることから、その円滑な施行と高齢者講習の充実に向け、諸準備を進める。

他の世代の運転者に対する働きかけ

【政府広報における働きかけ】

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の各種媒体の政府広報を通じて他の世代に対して、高齢者の身体機能の変化を理解させ、思いやりのある運転をさせるように働きかける。

【高齢運転者標識の普及(平成9年度～)】

高齢者以外の運転者が、高齢者の身体機能の変化に理解を深め、思いやりのある運転をすることが重要であることから、高齢運転者標識(高齢者マーク)を表示した自動車に対する配慮についての他の年齢層への運転者教育に努めるなど、高齢者マークの普及を図っている。

道路交通環境の整備等

【道路交通環境の整備】

付加車線(ゆずりあい車線)の整備、道路照明の設置、道路標識の高輝度化、大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED(発光ダイオード)化等を行うほか、「道の駅」等の簡易パーキングエリアの整備等を推進している。

高齢者を考慮した車両安全対策

【本格的な高齢化社会の到来に向けた車両安全対策総合プラン(平成16年度～)】

高齢者に重点をおいた車両安全対策を推進するため、事故実態調査及び行動分析を行うとともに、高齢者の知覚向上等を図る新技術の開発を促進する。

3 市民参加型の交通安全活動の推進及び高齢者保護の強化

地域社会における交通安全対策

【子どもと高齢者交通安全意識啓発事業(平成15年度～)】

1 の事業内容と同様

交通指導員の資質向上と活性化

【交通指導員等ボランティア支援事業(平成13年度～)】

地域社会において様々な交通安全活動を行っている交通指導員(シルバーリーダーを含む。)や母親を中心とした女性ボランティア等の現場活動を強化することを目的として、知識・技能レベルや指導力の向上及び士気の高揚を図るため講習会等を開催する。

【参加・体験・実践型の高齢者安全運転普及事業(平成18年度～)】

2 の事業内容と同様

家庭における交通安全対策

【子どもと高齢者交通安全意識啓発事業(平成15年度～)】

1 の事業内容と同様

学校における交通安全対策

【学校における交通安全対策の推進】

文部科学省から通知を発出し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めるのみならず、児童生徒に対し、高齢者等の交通事故の被害者となることが多い年齢層の交通行動の特性について理解させるとともに、高齢者と児童生徒の世代間交流等を通じて交通安全教育を推進するよう、各教育委員会等を通じて各学校を指導している。